

理事長所信

公益社団法人山梨青年会議所

第 41 代理事長 佐野友樹

G i a n t L e a p

～大いなる飛躍に向けその一步を踏み出そう～

【はじめに】

公益社団法人山梨青年会議所は昨年度、創立 40 周年を迎えました。その歴史は明るい豊かな社会の実現のため、常に社会と向き合い、どんな困難にもひるむことなく青年会議所運動を続けてきた先輩たちの血と汗と涙によって綴られています。その一步一步の積み重ねが大きな足跡となり、我々だけでなくこの地域のかげがえのない財産となっています。

折からの不況、混迷を極める政治、そしてそれに追い打ちをかけるように発災した東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故。まさに国難と呼べるこの状況に多くの人々はこの国の行く先に不安を感じています。

この時代に生きるものとして、ただ立ち止まったまま事態が好転するのを待つだけで良いのでしょうか。これまでの歴史を紡いでくれた先輩たちがそうであったように、この国難にしっかりと対峙し、現実にはひるむことなく、まずは自らの住むこの地域にしっかりと足と付け、行動し続けていくことが我々の使命であると考えます。その一步一步の積み重ねが未来への大いなる飛躍の糧とすべく歩みを進めてまいります。

活動方針

地域のたから育成委員会

未来を担う子供たちは地域の「たから」であります。その健全な育成に寄与することは明るく豊かな未来を創造することにつながります。その子供たちがどんな困難な状況にもひるむことなく、たくましく成長するためには、成功体験から得られる自信、未知の体験を積み重ねることによって得た経験に裏付けられた「困難に立ち向かう力」を育成することが必要だと考えます。地域のたから育成委員会では様々な体験を通して、この「困難に立ち向かう力」を育成する事業を展開していきます。

地域のリーダー発掘育成委員会

「まちづくり」は「ひとづくり」

地域のリーダーたらしめる J A Y C E E はどんな状況にも屈しないよう自らを高め続ける必要があります。J C のみならず様々なプログラムを活かした研修事業を通して個の成長を促し、会員拡大活動を通して地域のリーダーを発掘・育成し、この地域の大きな飛躍につなげます。

地域の未来創造委員会

まちにはそれぞれの歴史に根差した環境があります。過去、先輩たちはその環境整備について、未来を見据え様々な運動を行ってきました。地域の未来創造委員会では山梨市のスポーツ環境の整備に関して、多くの人が集える環境作りのための活動及び提言を行っていきます。

地域の輪創造会議

絆が深く、活力ある組織はそれだけで人を呼ぶことが出来ると確信しています。家族間の交流を通して組織内外の絆を深め、会員間の交流を通して組織を活性化させ会員拡大につなげます。また入会後の新入会員のフォローを行います。そして 2013 年度に卒業する会員の今後の大きな飛躍に向け卒業式を開催します。

総務室

青年会議所とは人が集うだけの「集団」ではなく、個人がその役割を認識し、お互いが切磋琢磨しながら目的に向かって邁進していく「組織」であります。総務室はその組織をより強固なものにするための土台となり、日本 J C や他 LOM、他団体との連携をしながら円滑な LOM 運営を行います。また我々の活動を発信し公益社団法人として社会からの信頼と負託に応え得る活動をしていきます。

【おわりに】

創立 40 周年を経て、公益社団法人山梨青年会議所は新たなスタートを切ります。私は青年会議所に入会以来、厳しくも愛情溢れる先輩、お互い負けじと切磋琢磨してきた同世代のメンバー、そして刺激を与えてくれる後輩たちとともに競い合い、ときに慈しみあい、ときに協力しながら絆を築き、自立した明日に向かって行動することで自分自身のレベルアップにつなげ、そして明るい未来を想像し、その運動に邁進してきました。それが自分自身の大きな糧となっています。2013 年度の理事長としてこれまでに得たその経験そして青年会議所運動の可能性を会員だけでなく社会に波及させ、この国の、この地域の飛躍に向けて力強い一歩を踏み出していくことをお誓い申し上げて理事長所信とさせていただきます。

公益社団法人山梨青年会議所 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条

本会は、公益社団法人山梨青年会議所(英文名 Junior Chamber International Yamanashi)と称する。

(事務所)

第 2 条

本会は、事務所を山梨県山梨市に置く。

(目的)

第 3 条

本会は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とし、本定款第 5 条に定める事業を実施する。

(運営の原則)

第 4 条

本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第 5 条

本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

(1)産業、経済、文化並びに政治に関する研究及びその改善のための諸事業

(2)社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業

(3)指導力の開発及び相互の親睦に資する行事の開催

(4)前各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1)国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業

(2)本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 6 条

本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 7 条

本会の会員は次の 4 種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という）上の社員とする。

(1)正会員 (2)特別会員 (3)名誉会員 (4)賛助会員

(正会員)

第 8 条

山梨市及びその近辺に住所または勤務地を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、年度中に 40 歳に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

2 すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本会の正会員となることができない。

(特別会員)

第 9 条

制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

(名誉会員)

第 10 条

本会に功労のある者で、理事会の決議を経て推薦された者を名誉会員とする。

(賛助会員)

第 11 条

本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認された者を賛助会員とする。

(入会)

第 12 条

本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申請書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、総会において別に定める。

(会員の権利)

第 13 条

本会の会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第 14 条

本会の会員は、定款その他の規定を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(会費等の納入義務)

第 15 条

会員は、入会に際して入会金を納入し、会費を毎年、所定の期日までに納入しなければならない。

2 入会金及び会費は、総会において別に定める。

(休会)

第 16 条

やむを得ぬ理由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第 17 条

本会の会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3)法人又は団体が解散したとき
- (4)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (5)除名されたとき

(退会)

第 18 条

会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 19 条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総議決権数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その会員を除名することができる。

- (1)本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2)本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (3)会費納入義務を履行しないとき
- (4)出席義務を履行しないとき
- (5)その他、会員として適当でないと認められたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に総会の 1 週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 20 条

会員が第 17 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(総会の種類)

第 21 条

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

2 毎年 1 月に開催される通常総会を一般社団及び財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の構成)

第 22 条

本会の総会は、全ての正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第 23 条

通常総会は、毎年 1 月に開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事会が招集の必要を決議したとき

(3)議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(総会の招集)

第 24 条

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第 2 項第 3 号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1)総会の日時及び場所

(2)総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3)総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4)総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5)前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第 2 項第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の 1 週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の権限)

第 25 条

総会は、一般社団及び財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

(1)役員の選任及び解任

(2)理事長候補者の選出

(3)役員の報酬の額又はその規程

(4)定款の変更

(5)事業計画及び収支予算の承認並びに変更の承認

(6)事業報告及び会計報告の承認

(7)本会の解散に関する事項

①本会の解散

②解散の場合の会費の徴収、精算人の選任および残余財産の処分方法の決定

(8)次に掲げる規則の制定、変更及び廃止

①役員選任の方法に関する規則

②会員資格に関する規則

③会費及び入会金に関する規則

(9)会員の除名

(10)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受

(11)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(12)理事会において総会に付議した事項

(13)前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(総会の議長)

第 26 条

総会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第 23 条第 2 項第 3 号に基づく臨時総会を開催した場合は、正会員を代表して出席する者のうちからこれを選出する。

(総会の定足数)

第 27 条

総会は、正会員の総議決権数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(総会の議決)

第 28 条

総会の議事は、一般社団及び財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

(書面による議決権の行使等)

第 29 条

やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第 27 条及び第 28 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第 30 条

総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の特別議決)

第 31 条

第 25 条第 4 号、第 7 号、第 9 号および第 11 号に掲げる事項を総会で決議するには、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数によらなければならない。

2 前項の議事に関する総会招集の通知には、付帯事項の内容および提案の理由を記載しなければならない。

(総会の議事録)

第 32 条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人 2 名以上及び議事録作成人が署名しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 33 条

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 1 人以上
- (3) 専務理事 1 人
- (4) 理事（理事長、副理事長、専務理事を含む） 20 人以内
- (5) 監事 2 人以上

2 理事長、副理事長、専務理事、及び理事をもって法人法上の理事とする。

(役員の資格および任免)

第 34 条

役員は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、正会員のうちから選任する。

3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼任することができない。

4 その他、役員の選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(役員の任期)

第 35 条

理事の任期は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

3 監事の任期は、1 月 1 日より翌年 12 月 31 日までの 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了するときまでとする。

5 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員の辞任及び解任)

第 36 条

役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

3 監事を解任するときは、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第 37 条

本会に、直前理事長及び顧問(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。

2 直前理事長等の選任に関しては、第 34 条第 1 項の規定を準用する。ただし、直前理事長に関してはこの限りではない。

3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。

(役員の職務)

第 38 条

理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般社団法人及び財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、一般社団法人及び財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事として、本会の業務をつかさどる。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、一般社団法人及び財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事として、本会の業務を処理するとともに、事務局を統括する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 39 条

監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の職務執行を監査すること。

(2)いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3)本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(4)理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(5)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(6)総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(7)必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(8)前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(9)理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(10)理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(報酬等)

第 40 条

本会の役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第 41 条

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

(責任の免除)

第 42 条

本会は、役員的一般社団及び財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 43 条

本会の理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3 直前理事長等は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第 44 条

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1)理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(2)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(3)規則及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項

(4)理事の職務の執行の監督

(5)前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1)重要な財産の処分及び譲り受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため

の体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
(理事会の種類及び開催)

第 45 条

理事会は定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は原則として月 1 回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3)前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4)第 39 条第 1 項第 7 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(理事会の招集)

第 46 条

理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 47 条

理事会の議長は、理事長若しくは理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 48 条

理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第 49 条

理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

2 第 1 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第 50 条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の報告の省略)

第 51 条

理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に規定は、第 38 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 52 条

理事会の議事については、第 32 条を準用し、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第 6 章 例会及び委員会

(例会)

第 53 条

本会は毎月 1 回以上(年 12 回以上) 例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会の設置)

第 54 条

本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

5 委員会の議事録については、第 34 条を準用する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成及び経費の支弁)

第 55 条

本会の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。

2 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 56 条

本会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会及び総会の議決による。

(会計原則並びに区分)

第 57 条

本会の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 58 条

本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 59 条

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、通常総会において承認を受けなければならない。

2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、第 1 項の通常総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか本会の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 60 条

本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(資産の請求権)

第 61 条

本会の会員は、その資格を喪失した場合にも、本会の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

(公益目的取得財産額の算定)

第 62 条

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 79 条第 1 項 8 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 管 理

(報告書類の提出)

第 63 条

理事長は、在任年度終了後、遅滞なくその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作

成し、在任年度の監事に提出しなければならない。

(1)事業報告書

(2)会計報告書(収支決算書、財産目録、貸借対照表)

2 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる通常総会の日の1週間前までに行わなければならない。

3 第1項の書類の提出を受けた監事は、厳正なる監査を行い、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

5 理事長は、通常総会終了後遅滞なく第1項の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(報告書等の備置)

第64条

理事長は前条第1項に規定する書類をその通常総会の日の1週間前までに事務所に備えて置かなければならない。

(書類の閲覧)

第65条

会員は第67条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 理事長は正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(事務局)

第66条

本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第67条

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1)定款その他諸規則

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)理事、監事の名簿

(4)認定、認可等及び登記に関する書類

(5)定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6)財産目録

(7)事業計画書及び収支予算書

(8)事業報告書及び計算書類等

(9)監査報告書

(10)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 68 条

本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 69 条

本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(広告)

第 70 条

本会の公告は、電子公告による。

2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、山梨日日新聞に掲載する方法による。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 71 条

この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁及び公益社団法人日本青年会議所に届けなければならない。

(合併等)

第 72 条

本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団及び財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 73 条

本会は一般社団及び財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 74 条

本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 75 条

本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第 76 条

本会の解散に際しては、解散の日を含む年度の理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第 77 条

本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 11 章 補 則

(委任)

第 78 条

この定款の実施に関して必要な事項は、次の各号に定める。

(1) 本会の組織、構成及び運営に関する重要な事項については、理事会の議決を得て、規定にこれを定める。

(2) 前号に規定する以外の事項であって定款及び規定の実施に関する事項については、理事会の定めるところにより、細則にこれを定める。

附 則 (平成 23 年 7 月 5 日)

1 この定款は、一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は乙黒泰樹とする。また、最初の副理事長は雨宮秀樹、吉原誠、千野裕史、藤巻一史とし、最初の専務理事は佐野友樹とする。

平成 23 年 7 月 5 日

平成 24 年 12 月 11 日改正

委員会・室事業計画																
地域のたから育成委員会										委員長：関 耕太						
【基本方針】 困難に立ち向かう力を養う事により、山梨の次世代のリーダーを育成する。																
事業計画 公益/共益		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	その他の	
3月第1例会	公益	←		○	→									¥200,000	メンバー登録料 4000 円× 22 名 = ¥ 88,000 対外 登録料 5000 円× 30 名 = ¥ 150,000 宿泊事業	
7月第1例会	公益				←			○	→					¥400,000	メンバー登録料 7000 円× 22 名 = ¥ 154,000 対外 登録料 8000 円× 30 名 = ¥ 240,000 宿泊事業	
														計 ¥600,000	登録料計： ¥632,000	
【事業内容】 ・3月第1例会 宿泊事業 ・7月第1例会 宿泊事業 ・ジュニアリーダー育成／拡大支援																
															計 ¥1,232,000	

委員会・室 事業計画																
地域のリーダー発掘育成委員会												委員長：萩原 貴司				
【基本方針】 研修を通して会員の個の能力を向上させ、地域の若者のリーダーを発掘し育てる。 研修事業を通して、地域における会員拡大活動を行う。																
事業計画 公益/共益		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	その他の	
2月第1例会	公益	←	○	→										¥150,000	メンバー登録料 8000 円× 22 名 = ¥ 176,000 対外 登録料 8000 円× 20 名 = ¥ 160,000	
4月第1例会	公益	←			○	→								¥50,000		
11月第1例会	共益								←			○	→	¥10,000		
														計 ¥210,000	登録料計： ¥336,000	
【事業内容】 1.2月第1例会 研修例会 2.4月第1例会 研修例会 3.11月第1例会 40's例会 4.拡大ツールの作成 5.会員拡大活動【目標人数7人(前期4人 中期2人 後期1人)】																
															¥536,000	

委員会・室事業計画

総務室	委員長：藤原 義久
-----	-----------

【基本方針】
円滑なLOM運営を図るとともに、ウェブサイトを通して、内外に対して迅速かつ正確な情報発信を行う。
山梨青年会議所の活動を発信し、公益社団法人として社会からの信頼と負託に応え得ることを目標とする。

事業計画	公益/共益	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	その他の
1月第1例会	共益	○ →												¥10,000	市長例会
3月第2例会	共益	←		○ →										¥20,000	3LOM合同例会
8月第1例会	共益					←			○ →					¥57,000	山梨ブロック大会
10月第1例会	公益							←			○ →			¥20,000	新人例会
														計 ¥107,000	

【事業内容】 1. 1月、7月、12月に総会を開催する。 2. 理事会、総会の運営ならびに議事録の作成・保管 3. 会費の徴収 4. LOMの年間予算書、修正予算書、補正予算書、決算書作成 5. 事務局の運営 6. 帳簿及び台帳の作成及び記帳 7. ホームページの更新ならびに情報発信	8. 理事直接選挙の運営 9. 日本・関東地区・山梨ブロック主催事業への参加取りまとめ 10. 日本JC運動への協力 11. 市長例会(1月) 12. 3LOM合同例会(3月) 13. 山梨ブロック大会(8月) 14. 新人 例会(10月)
---	--

-

公益社団法人山梨青年会議所 2013年度役員等名簿

(2013年1月1日現在)

(1)理事

役職	氏名	備考
理事長(代表理事)	佐野 友樹	非常勤
副理事長	藤巻 一史	非常勤
副理事長	若月 幹雄	非常勤
副理事長	雨宮 一樹	非常勤
専務理事	石原 健一	非常勤
地域の輪創造会議 議長	米倉 裕司	非常勤
地域のたから育成委員会 委員長	関 耕太	非常勤
地域のリーダー発掘育成委員会 委員長	萩原 貴司	非常勤
地域の未来創造委員会 委員長	星野 高保	非常勤
総務委員長	藤原 義久	非常勤
公益渉外委員長	山田 亮一	非常勤
財務委員長	松土 賢	非常勤
広報委員長	一杉 幸	非常勤

(2)監事

役職	氏名	備考
監事	雨宮 秀樹	非常勤
監事	千野 裕史	非常勤

(3)直前理事長

役職	氏名	備考
直前理事長	吉原 誠	非常勤

(4)顧問

役職	氏名	備考
顧問	乙黒 泰樹	非常勤

公益社団法人山梨青年会議所 予算書 内訳表

2013年1月1日から2013年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
① 受取会費	0	0	0	0	1,465,000	1,465,000	0	0	0	0	1,465,000	2,930,000
正会員年会費					1,100,000	1,100,000				0	1,100,000	2,200,000
特別賛助会員年会費					80,000	80,000				0	80,000	160,000
新入会員入会金					35,000	35,000				0	35,000	70,000
新入会員年会費					250,000	250,000				0	250,000	500,000
② 受取補助金等	160,000	0	0	0	0	160,000	0	0	0	0	200,000	360,000
シニアクラブ事務局						0				0	200,000	200,000
山梨市教育委員会	160,000					160,000				0		160,000
③ 事業収益	632,000	377,000	0	61,000	0	1,070,000	0	0	0	0	0	1,070,000
登録料収益	632,000	377,000		61,000		1,070,000				0		1,070,000
雑収益						0				0		0
④ 雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益						0				0		0
その他雑収益						0				0		0
経常収益計	792,000	377,000	0	61,000	1,465,000	2,695,000	0	0	0	0	1,665,000	4,360,000

公益社団法人山梨青年会議所 予算書 内訳表

2013年1月1日から2013年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
(2) 経常費用												
① 事業費	1,750,000	807,000	0	206,000	0	2,763,000	0	247,000	0	247,000		3,010,000
一般事業費	1,232,000	697,000	0	161,000	0	2,090,000	0	247,000	0	247,000		2,337,000
会場設営費	29,000	39,000		30,000		98,000		48,500		48,500		146,500
企画・演出費	180,000	120,000		45,000		345,000		109,000		109,000		454,000
本部関係費	60,000	30,000		10,000		100,000		0		0		100,000
講師関係費	20,000	40,000		10,000		70,000		2,000		2,000		72,000
広報費	35,000	38,000		16,000		89,000		0		0		89,000
資料作成費	20,000	30,000		10,000		60,000		30,500		30,500		90,500
報告書作成費	0	0		0		0		0		0		0
懇親会費	0	0		0		0		0		0		0
渉外費	0	0		0		0		0		0		0
旅費交通費	700,000	300,000		0		1,000,000		0		0		1,000,000
参加記念品費	25,000	25,000		10,000		60,000		20,000		20,000		80,000
保険料	25,000	15,000		5,000		45,000		0		0		45,000
通信費	13,000	10,000		5,000		28,000		10,000		10,000		38,000
雑費	125,000	50,000		20,000		195,000		27,000		27,000		222,000
事業管理費	518,000	110,000	0	45,000	0	673,000	0	0	0	0		673,000
事務局人件費	180,000	50,000		10,000		240,000				0		240,000
印刷費	38,000	10,000		10,000		58,000				0		58,000
通信費	70,000	20,000		10,000		100,000				0		100,000
消耗品費	230,000	30,000		15,000		275,000				0		275,000

公益社団法人山梨青年会議所 予算書 内訳表

2013年1月1日から2013年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
②負担金											416,150	416,150
日本JC基本金											30,000	30,000
日本JC付加金											110,000	110,000
日本JCJCI会費											22,000	22,000
日本JC国際協力資金											40,150	40,150
購読料(We Believe)											66,000	66,000
関東地区基本金											10,000	10,000
関東地区付加金											11,000	11,000
山梨ブロック基本金											50,000	50,000
山梨ブロック付加金											77,000	77,000
③登録料補助金等											25,000	25,000
登録料補助金											25,000	25,000
④管理費											1,004,167	1,004,167
事務局人件費											240,000	240,000
印刷費											58,000	58,000
会場使用料											30,000	30,000
通信費											100,000	100,000
消耗品費											275,000	275,000
雑費											70,850	70,850
慶弔費											85,000	85,000
基金会計支出											50,000	50,000
原価償却費											95,317	95,317
経常費用計	1,750,000	807,000	0	206,000	0	2,763,000	0	247,000	0	247,000	1,445,317	4,455,317
当期経常増減額	△ 958,000	△ 430,000	0	△ 145,000	1,465,000	△ 68,000	0	△ 247,000	0	△ 247,000	219,683	△ 95,317

公益社団法人山梨青年会議所 予算書 内訳表

2013年1月1日から2013年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
経常外収益						0				0		0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用												
経常外費用						0				0		0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 958,000	△ 430,000	0	△ 145,000	1,465,000	△ 68,000	0	△ 247,000	0	△ 247,000	219,683	△ 95,317
一般正味財産期首残高						0				0	781,547	781,547
一般正味財産期末残高	△ 958,000	△ 430,000	0	△ 145,000	1,465,000	△ 68,000	0	△ 247,000	0	△ 247,000	1,001,230	686,230
Ⅱ 指定正味財産増減の部												
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高						0				0		0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 958,000	△ 430,000	0	△ 145,000	1,465,000	△ 68,000	0	△ 247,000	0	△ 247,000	1,001,230	686,230

公益社団法人山梨青年会議所

財産目録

2012年12月31日現在

(単位 円)

貸借対照表科目		詳細		金額
流動資産				
	預金	普通預金 山梨中央銀行 日下部支店	運転資金として	326,704
流動資産計				326,704
固定資産				
基本財産				
	什器備品	パソコン	公益事業と法人運営に50%の割合で使用している。	43,026
	什器備品	プレジデンシャルリース	記念式典等、その他事業に使用している。	115,413
	什器備品	テント(二張り)	公益目的保有財産として公益事業に使用している。	296,400
特定資産				
	預金	普通預金 山梨中央銀行 日下部支店	周年事業資金として積立している。	4
固定資産計				454,843
資産合計				781,547

公益社団法人山梨青年会議所
正味財産増減計算書
2012年1月1日から2012年12月31日まで

(単位 円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	2,760,000	0	2,760,000
正会員年会費	2,500,000	0	2,500,000
特別賛助会員年会費	150,000	0	150,000
新入会員入会金	10,000	0	10,000
新入会員年会費	100,000	0	100,000
② 受取補助金等	590,000	0	590,000
シニアクラブ事務局	400,000	0	400,000
山梨市教育委員会	160,000	0	160,000
信友会	30,000	0	30,000
③ 事業収益	486,040	0	486,040
登録料収益	476,040	0	476,040
雑収益	10,000	0	10,000
④ 雑収益	15,368	0	15,368
その他雑収益	15,368	0	15,368
経常収益計	3,851,408	0	3,851,408
(2) 経常費用			
① 事業費	3,236,684	0	3,236,684
会場設営費	415,355	0	415,355
企画・演出費	357,969	0	357,969
本部団関係費	35,614	0	35,614
講師関係費	554,500	0	554,500
広報費	116,447	0	116,447
資料作成費	225,786	0	225,786
報告書作成費	0	0	0
懇親会費	112,443	0	112,443
渉外費	10,000	0	10,000
旅費交通費	674,510	0	674,510
参加記念品費	115,731	0	115,731
保険料	11,684	0	11,684
通信費	18,600	0	18,600
雑費	76,545	0	76,545
事務局人件費	300,000	0	300,000
印刷費	44,700	0	44,700
通信費	117,600	0	117,600
消耗品費	49,200	0	49,200
② 負担金	471,642	0	471,642
日本JC負担金	160,000	0	160,000
JCI負担金	70,642	0	70,642
購読料	77,000	0	77,000
関東地区負担金	23,000	0	23,000
山梨ブロック負担金	141,000	0	141,000
③ 登録料補助金等	97,700	0	97,700
諸会議登録料	97,700	0	97,700
④ 管理費	818,839	17,651	801,188
事務局人件費	300,000	10,000	290,000
印刷費	44,760	1,443	43,317
会場使用料	19,868	0	19,868
通信費	117,586	4,671	112,915
消耗品費	49,191	0	49,191
雑費	112,117	0	112,117
慶弔費等	80,000	0	80,000
減価償却費	95,317	1,537	93,780
経常費用計	4,624,865	17,651	4,607,214
当期経常増減額	-773,457	-17,651	-755,806
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-773,457	-17,651	-755,806
一般正味財産期首残高	1,555,004	1,572,655	-17,651
一般正味財産期末残高	781,547	1,555,004	-773,457
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	781,547	1,555,004	-773,457

公益社団法人山梨青年会議所 決算書 内訳表

2012年1月1日から2012年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
① 受取会費	0	0	0	0	1,380,000	1,380,000	0	0	0	0	1,380,000	2,760,000
正会員年会費					1,250,000	1,250,000				0	1,250,000	2,500,000
特別賛助会員年会費					75,000	75,000				0	75,000	150,000
新入会員入会金					5,000	5,000				0	5,000	10,000
新入会員年会費					50,000	50,000				0	50,000	100,000
② 受取補助金等	160,000	130,000	0	0	0	290,000	0	100,000	0	100,000	200,000	590,000
シニアクラブ事務局		100,000				100,000		100,000		100,000	200,000	400,000
山梨市教育委員会	160,000					160,000				0		160,000
信友会		30,000				30,000				0		30,000
③ 事業収益	320,450	165,590	0	0	0	486,040	0	0	0	0	0	486,040
登録料収益	320,450	155,590				476,040				0		476,040
雑収益		10,000				10,000				0		10,000
④ 雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,368	15,368
基金会計						0				0		0
その他雑収益						0				0	15,368	15,368
経常収益計	480,450	295,590	0	0	1,380,000	2,156,040	0	100,000	0	100,000	1,595,368	3,851,408

公益社団法人山梨青年会議所 決算書 内訳表

2012年1月1日から2012年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
(2) 経常費用												
① 事業費	834,017	1,907,985	0	0	0	2,742,002	0	494,682	0	494,682		3,236,684
一般事業費	663,517	1,566,985	0	0	0	2,230,502	0	494,682	0	494,682		2,725,184
会場設営費	20,500	256,927				277,427		137,928		137,928		415,355
企画・演出費	28,270	309,699				337,969		20,000		20,000		357,969
本部関係費	25,000	10,614				35,614		0		0		35,614
講師関係費	10,000	542,500				552,500		2,000		2,000		554,500
広報費	5,885	99,750				105,635		10,812		10,812		116,447
資料作成費	3,636	30,000				33,636		192,150		192,150		225,786
報告書作成費	0	0				0		0		0		0
懇親会費	0	112,443				112,443		0		0		112,443
渉外費	0	10,000				10,000		0		0		10,000
旅費交通費	506,010	168,500				674,510		0		0		674,510
参加記念品費	9,324	0				9,324		106,407		106,407		115,731
保険料	8,204	3,480				11,684		0		0		11,684
通信費	7,560	0				7,560		11,040		11,040		18,600
雑費	39,128	23,072				62,200		14,345		14,345		76,545
事業管理費	170,500	341,000	0	0	0	511,500	0	0	0	0		511,500
事務局人件費	100,000	200,000				300,000				0		300,000
印刷費	14,900	29,800				44,700				0		44,700
通信費	39,200	78,400				117,600				0		117,600
消耗品費	16,400	32,800				49,200				0		49,200

公益社団法人山梨青年会議所 決算書 内訳表

2012年1月1日から2012年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
②負担金											471,642	471,642
日本JC基本金											30,000	30,000
日本JC付加金											130,000	130,000
日本JCJCI会費											23,192	23,192
日本JC国際協力資金											47,450	47,450
購読料(We Believe)											77,000	77,000
関東地区基本金											10,000	10,000
関東地区付加金											13,000	13,000
山梨ブロック基本金											50,000	50,000
山梨ブロック付加金											91,000	91,000
③登録料補助金等											97,700	97,700
登録料補助金											97,700	97,700
④管理費											818,839	818,839
事務局人件費											300,000	300,000
印刷費											44,760	44,760
会場使用料											19,868	19,868
通信費											117,586	117,586
消耗品費											49,191	49,191
雑費											112,117	112,117
慶弔費											80,000	80,000
基金会計支出											0	0
原価償却費											95,317	95,317
経常費用計	834,017	1,907,985	0	0	0	2,742,002	0	494,682	0	494,682	1,388,181	4,624,865
当期経常増減額	△ 353,567	△ 1,612,395	0	0	1,380,000	△ 585,962	0	△ 394,682	0	△ 394,682	207,187	△ 773,457

公益社団法人山梨青年会議所 決算書 内訳表

2012年1月1日から2012年12月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
経常外収益						0				0		0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用												
経常外費用						0				0		0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 353,567	△ 1,612,395	0	0	1,380,000	△ 585,962	0	△ 394,682	0	△ 394,682	207,187	△ 773,457
一般正味財産期首残高						0				0	1,555,004	1,555,004
一般正味財産期末残高	△ 353,567	△ 1,612,395	0	0	1,380,000	△ 585,962	0	△ 394,682	0	△ 394,682	1,762,191	781,547
Ⅱ 指定正味財産増減の部												
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高						0				0		0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 353,567	△ 1,612,395	0	0	1,380,000	△ 585,962	0	△ 394,682	0	△ 394,682	1,762,191	781,547

公益社団法人山梨青年会議所
貸借対照表
2012年12月31日現在

(単位 円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	326,704	304,848	21,856
流動資産合計	326,704	304,848	21,856
2 固定資産			
基本財産(什器備品)	454,839	550,156	-95,317
特定資産(周年事業積立金)	4	700,000	-699,996
固定資産合計	454,843	1,250,156	-795,313
資産合計	781,547	1,555,004	-773,457
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	781,547	1,555,004	-773,457
正味財産合計	781,547	1,555,004	-773,457
負債及び正味財産合計	781,547	1,555,004	-773,457